

会計年度任用職員（児童生活指導員）募集要項

職名（職種）	会計年度任用職員（児童生活指導員）
採用予定人数	1名
職務内容	児童福祉法に基づく福祉型障害児入所施設における、入所児童への生活支援に関する業務
応募資格	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学を専修する学科を修めて卒業した方 2 保育士の資格を有する方 3 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の資格を有する方 4 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する方 5 児童福祉法に基づく児童福祉施設での勤務経験がある方 地方公務員法第16条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。 ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・ 札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
求める人材	児童対応経験がある方 夜勤の可能な方
任用期間	任用開始日から職員の休職期間の終期まで ※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。
勤務場所	札幌市自閉症児支援センター（札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21） ※勤務場所は敷地内禁煙です。
勤務所属	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
勤務日・時間	・ 勤務日：4週間当たり16日 ・ 週休日：4週間当たり12日の割合で所属長が定める日 ・ 休日：国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日 ※ シフト等により、休日にも勤務を要する場合があります。 ・ 勤務時間：4週間を通じて1週間当たり30時間とし、その割振りは次のいずれかから所属長が定める。 ・ 日勤：8時30分から16時45分まで（休憩45分） ・ 早番：7時00分から15時15分まで（休憩45分） ・ 遅番：13時45分から22時00分まで（休憩45分） ・ 準夜勤：16時45分～翌1時00分（休憩45分） ・ 夜勤：16時30分～翌9時30分（休憩2時間） （夜勤は1勤務で2日分の勤務） ※時間外勤務を命ずる場合あり
給与	月額 182,936 円（地域手当を含む） ※上記の金額は令和8年7月時点のものです。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当等有（支給要件有）
休暇	年次休暇（任用当初から任用期間に応じて付与）、特別休暇（結婚休暇等）、その他各種休暇・休業制度有（取得要件有）
社会保険	札幌市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険適用（加入要件有）
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等） ※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり

	兼業が可能
スケジュール 応募方法	・ 応募受付期間：随時 ・ 面接日程・ 合否決定時期：随時 ・ 応募方法：写真付き履歴書（※）を下記まで持参または郵送 ※書類選考後、面接を行う方にのみ電話で連絡いたします。 ※職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。 ※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ※合否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。 【履歴書送付先（募集者）】 〒062-0934 札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21 札幌市自閉症児支援センター 宛 ※封筒の表に「会計年度任用職員（児童生活指導員）履歴書在中」と朱書き
個人情報の 取扱い	履歴書等の応募書類に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考、任用の他、任用に至った場合は、給与、社会保険、税、福利厚生、公務（通勤）災害、退職、服務、その他人事労務管理に関する事務を目的として利用します。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。